

フィデューシャリー・デューティー

HCアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者
加入協会

関東財務局長（金商）第430号
一般社団法人日本投資顧問業協会
日本証券業協会
一般社団法人投資信託協会

<https://www.fromhmc.com>

2021.12.14

人+産業金融=成長
成長を支える投資の原点へ



フィデューシャリー・デューティー

フィデューシャリー・デューティーとは、第一に、専らに顧客のために働くということ、即ち、最高度の忠実義務であり、第二に、専門家としての高度な知見を前提にして最善をつくすこと、即ち、最高度の注意義務です。金融庁は「顧客本位の業務運営に関する原則」を公表し、各金融機関に真の顧客の利益のための独自の内部規範を確立することを求めています。

行政手法の転換

現在の金融庁の行政手法はミニマムスタンダードから、ベストプラクティスへと抜本的に変更されています。従来の規制による強制は大きく後退し、替わって金融機関の自主自律が基本になり、その独自の自主規制を遵守し、最善を尽くすことで、その結果として生じる切磋琢磨の中で、金融界全体の平均的水準が絶えず向上していくことを目的としています。

見える化

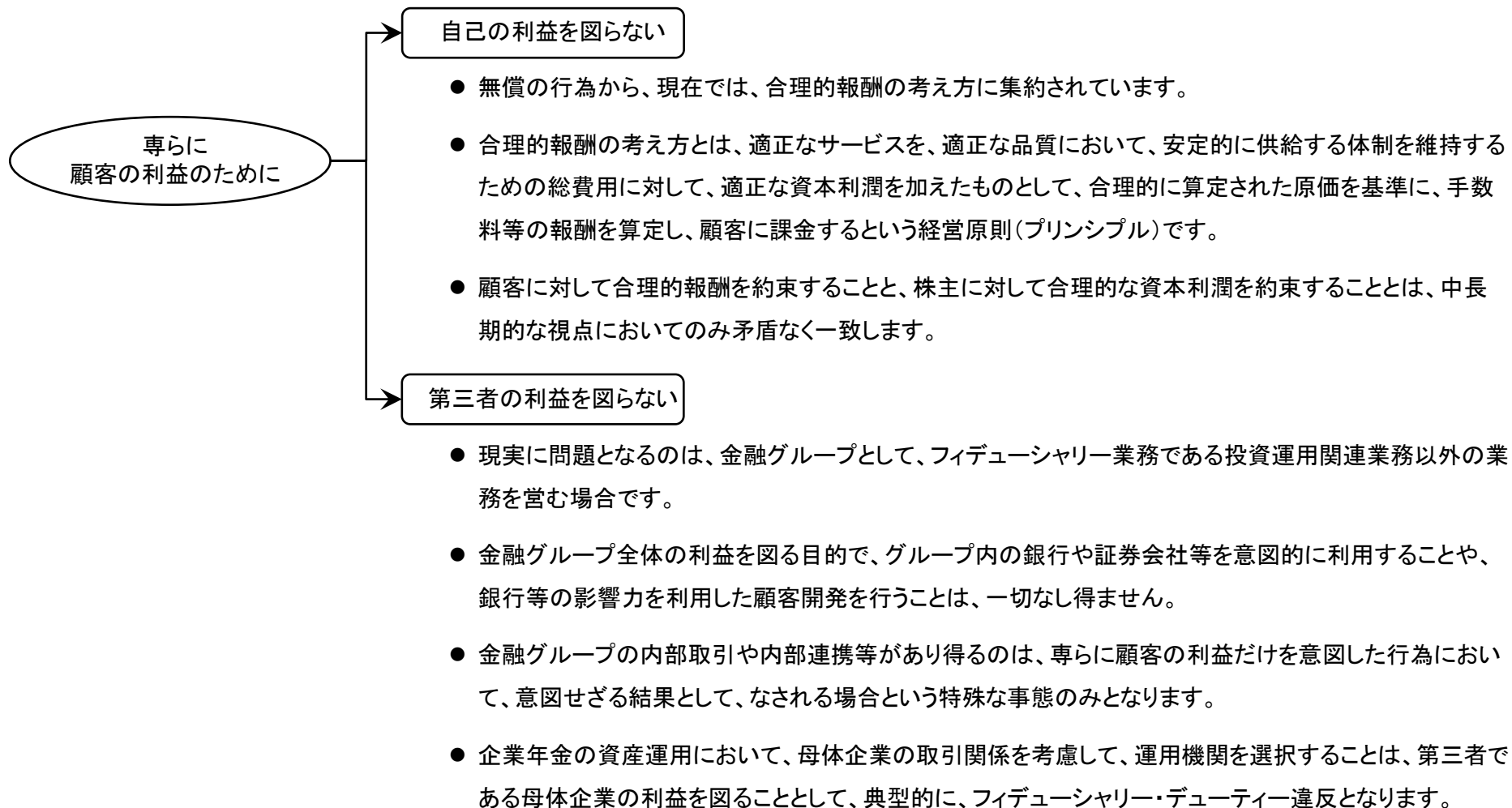
金融機関が独自の内部規範のもと、顧客本位の徹底を可視化させ、その情報の対称性をもって、顧客により金融機関の選別がなされることです。自然の競争の結果として顧客本位を徹底しない金融機関が淘汰されていくことを目的としています。

合理的報酬

金融機関も事業として役務を提供する以上、報酬を得る必要があります。合理的報酬とは提供した役務にかかる費用に加え、創出した付加価値に対して適正に算出した報酬の事です。

専らに顧客の利益のために

フィデューシャリー・デューティーとは、煎じ詰めれば、専らに顧客の利益のためにベストをつくす義務のことです。



金融行政の手法の抜本的転換

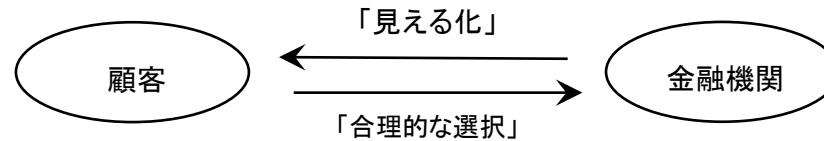
- 金融庁の行政手法は、画一的な規制によって最低限の基準(ミニマムスタンダード)を遵守させることから、金融機関の自律的な経営努力(ベストプラクティスの追求)を促すことへと抜本的に転換されました。
- ベストプラクティスの追求を促す手法としては、利益誘因(インセンティブ)を与えることと、市場原理の導入(「見える化」)とが用いられています
- 「ステewardシップ・コード」、「コーポレートガバナンス・コード」、「顧客本位の業務運営に関する原則」は、いずれもソフトローであり、自主的に採択したものが自身を律するものとして機能するが、その履行強制力は利益誘因です。つまり、遵守するほうが得だから遵守するのです
- 遵守状況は、金融庁が監視するのではなく、顧客が監視するものです。それが「見える化」です
- 「見える化」を促進するものも、やはり、利益誘因です。自分の良さを顧客に見せることこそ、真の営業であり、自身の利益です。そして、顧客に見せる良さを測定するものこそ、KPIです

	ハードロー	ソフトロー
ルールを課す主体	金融庁	金融機関自身(プリンシプル)
履行強制力	金融庁の検査監督	利益誘因(インセンティブ)
外部監視	金融庁の検査監督	顧客の視線(「見える化」)
履行状況の評価	金融庁の評価	KPIによる自己点検と、その開示による顧客からの評価
基本理念	ミニマムスタンダードの遵守	ベストプラクティスの追求

「見える化」

2016事務年度金融行政方針より

- 「金融行政の目的は、利用者の合理的な選択の下で、金融機関等が自由に競争し、市場の機能が発揮されることによって実現していくことが理想」
- 「「見える化」を通じて、金融機関の取組みが顧客から正当に評価され、より良い取組みを行う金融機関が顧客に選択されていくメカニズムの実現」



顧客の利益の視点にたった「金融機関自身による主体的で多様な創意工夫」についての「健全な市場競争」



顧客の合理的な選択による自然な淘汰 ⇒ 金融再編



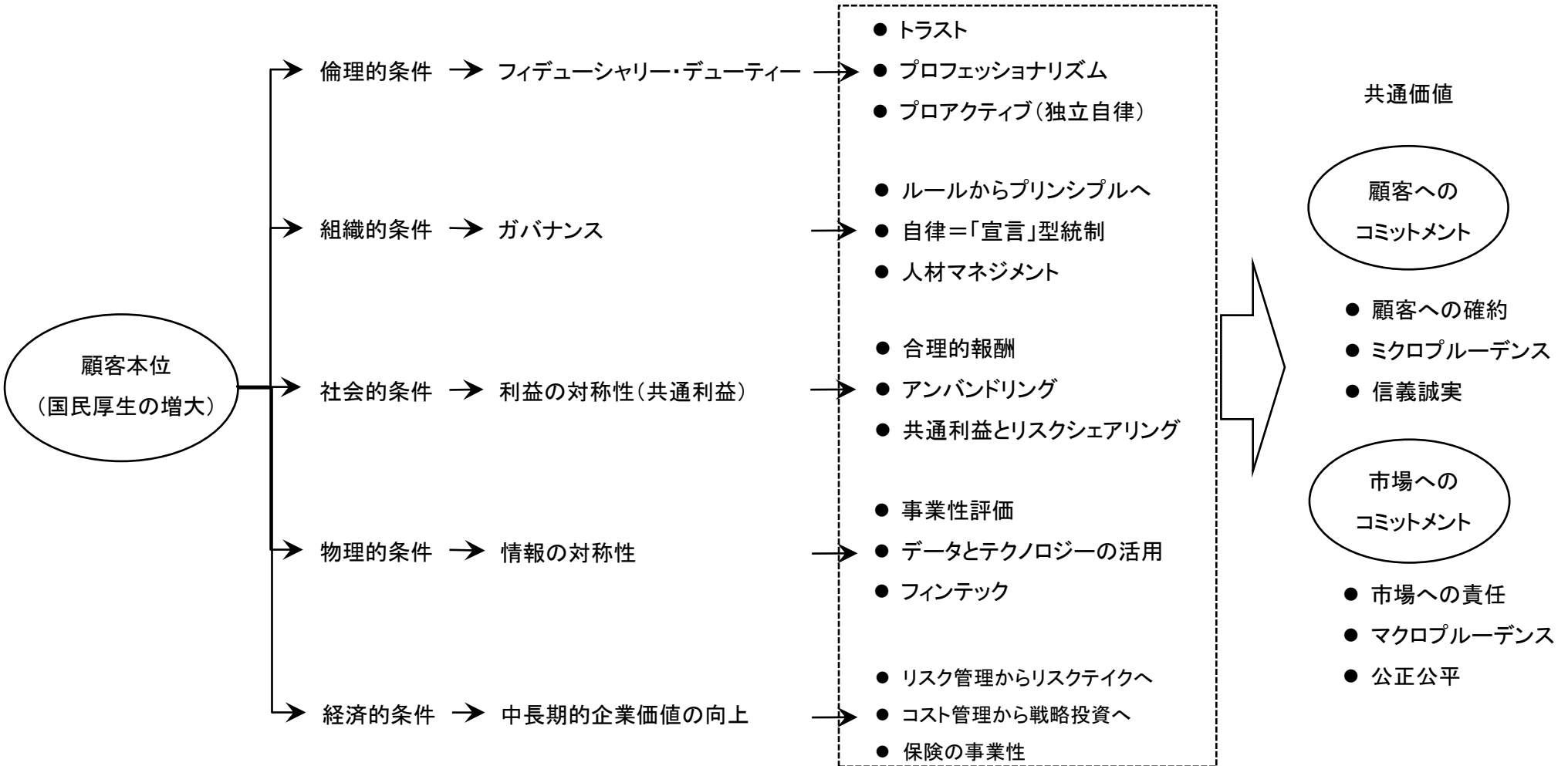
☞ 何を顧客に対して「見える化」するのか

☞ 必ずしも顧客の合理的選択のもとで選ばれてはいない現実を直視することから始める

☞ 顧客の合理的な選択の指標となるのがベンチマーク(KPI)

顧客との共通価値の創造

顧客本位のもと、金融機関は、顧客との間で、また、資本市場との間で、「どのような共通価値を創造できるのか」を問い続けなければなりません。



- 本ウェビナーは、資本市場における種々の投資対象や投資に関する概念等について解説・検討を行うものであり、当社が行う金融商品取引業の内容に関する情報提供及び関連する特定の金融商品等の勧誘を行うものではありません。
- 本資料中のいかなる内容も将来の投資成果及び将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- 本資料の著作権その他知的財産権は当社に帰属し、当社の事前の許可なく、本資料を第三者に交付することや記載された内容を転用することは固く禁じます。